

公益財団法人北九州産業学術推進機構における競争的資金等の使用に関する行動規範

平成29年4月1日策定

公益財団法人北九州産業学術推進機構（以下、「機構」という。）は、競争的資金等（※）の使用に関し、国民から負託された使命と役割を認識し、高い倫理観に支えられた責任ある行動をとるため、次のとおり行動規範を定める。

機構の職員等は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 職員等は、競争的資金等が公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 職員等は、競争的資金等の使用にあたり、関係する法令や通知、機構が定める規則等を遵守しなければならない。
3. 職員等は、事業計画に基づき、競争的資金等を計画的かつ適正に使用するとともに、効率的かつ適正に事務処理を行わなければならない。
4. 職員等は、相互に緊密な連携を図り、競争的資金等の不正使用を未然に防ぐよう協力しなければならない。
5. 職員等は、競争的資金等の使用にあたり、取引業者との関係において疑惑や不信を招くことがないよう行動しなければならない。
6. 職員等は、競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識を習得するとともに、事務処理手続き及び使用ルールを理解するように努めなければならない。

（注）競争的資金等とは、国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金のことをいう。